

アセットマネージャーズレポート (2007年6月)

(株)日本スマートエナジー
企画・調査部長 向井憲一

温対法施行後初めての報告が2007年6月29日に締め切られました。

温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)が2006年4月に施行後、最初の温室効果ガス排出量報告が2007年6月29日までになされました。報告義務者は毎年6月末までに前年度1年間の温室効果ガス排出量を算定し報告することになります。

算定・報告義務者は、「特定排出者」と呼ばれ次の通りです。

➤エネルギー起源のCO₂排出量を報告する特定排出者

- ・省エネ法の第一種及び第二種エネルギー管理指定事業者
- ・省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者

➤エネルギー起源以外の温室効果ガス排出量を報告する特定排出者

温室効果ガス: 非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆ (通称5.5ガス)

- ・事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上の事業者であって、事業所ごとに5.5ガスの種類ごとのCO₂換算排出量が年間3,000トン以上である設備を設置している事業者。

省エネ法の報告義務者と温対法の報告義務者の概要とそれぞれの関係を最終頁に示していますのでご参照ください。

活動例を挙げ温室効果ガス(5.5ガス)の排出量が3000tCO₂になる目安を算出しました。
【その1:非エネルギー起源CO₂、メタン(CH₄)】

温室効果ガス	活動	活動量	3000 tCO ₂ になるガス量
非エネルギー起源CO ₂	セメントの製造	クリンカー生産量	5,880 t
	石灰石の使用	石灰石使用量	7,010 t
	廃ゴムタイヤ	焼却量	1,690t
	廃油由来燃料油の利用	廃油由来燃料油使用量	1,140 kl
メタン(CH ₄)	燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関として)	都市ガス使用量	64百万Nm ³
	コークスの製造	コークス製造量	1,100,000 t
	家畜の飼養(ゲップ)	乳用牛	1,400 頭
	家畜の飼養(排泄物)	馬	68,000 頭
	稲作	間欠灌漑水田	890 ha
	水稻の焼却	水稻焼却量	68,000 t
	廃棄物の埋立	食物くず(厨芥類)	1,000 t
	下水、し尿等の処理	浄化槽(既存単独処理浄化槽を除く)	130,000 人

活動例を挙げ温室効果ガス(5.5ガス)の排出量が3000tCO₂になる目安を算出しました。
【その2:N₂O、HFC、PFC、SF₆】

温室効果ガス	活動	活動量	3000 tCO ₂ になるガス量
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼の用に供する施設における燃料の使用(ガス機関として)	都市ガス使用量	380百万Nm ³
	耕地における肥料の使用(野菜)	使用された肥料に含まれる窒素量	810 tN
	稲の焼却	稲の焼却量	170,000 t
	工場排水の処理	排水処理施設流入水中窒素量	2,300 tN
	一般廃棄物の焼却(連続燃焼式焼却施設)	一般廃棄物焼却量	171,000 t
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの製造	カーエアコン製造台数	650,000 台
	噴霧器の使用(HFC-152a)	エアゾール使用量(340g/本)	21 t (63,000本)
パーフルオロカーボン(PFC)	パーフルオロカーボン製造の製造量	PFC-51-14	10 t
	溶剤等の使用量	PFC-51-14	0.41 t
六ふつ化硫黄(SF ₆)	マグネシウム合金の製造	SF ₆ の使用量	0.126 t
	変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入	機器製造・使用開始時の使用量	2.5 t

省エネ法 特定事業者等

第一種特定事業者		第二種特定事業者
	第一種指定事業者	
製造業等5業種	左記の事務所 左記以外の業種	すべての業種
3,000kL以上		1,500kL以上 ～3,000kL未満
第一種エネルギー管理指定工場		第二種エネルギー管理指定工場
定期報告書 中長期計画書	定期報告書 中長期計画書(参画証明書)	定期報告書

省エネ法 第4章: 輸送に係る措置

特定荷主
3,000万トンキロ以上

事業者ごとに提出

定期報告書
計画書、中長期計画書

区分	基準	特定貨物輸送事業者		特定旅客輸送事業者	
鉄道	車両数	300両以上		300両以上	
自動車	台数	事業用	200台以上	バス	200台以上
		自家用	200台以上	タクシー	350台以上
船	総船舶数	2万総トン以上		2万総トン以上	

	基準	特定航空輸送事業者
航空	総最大離陸重量	9,000トン

注) 特定荷主が行う報告については、平成19年度に限り9月末日

温対法 特定排出者

エネルギー起源のCO2の排出

省エネ法の規定による以下の者

- ① 第一種特定事業者
第二種特定事業者
 - ② 特定貨物輸送事業者
 - ③ 特定荷主
 - ④ 特定旅客輸送事業者
 - ⑤ 特定航空輸送事業者
- } 「特定輸送排出者」
事業者ごとに報告
- } 事業者ごとに報告

その他の温室効果ガスの排出

従業員が21人以上の事業者であって、

- ⑥ 非エネ起源のCO₂排出量が3,000t以上
- ⑦ CH₄排出量がCO₂換算で3,000t以上
- ⑧ N₂O排出量がCO₂換算で3,000t以上
- ⑨ HFCs排出量がCO₂換算で3,000t以上
- ⑩ PFCs排出量がCO₂換算で3,000t以上
- ⑪ SF₆排出量がCO₂換算で3,000t以上

である事業所を設置する者

事業者ごとに報告